○国土交通省告示第千百六十一号

J―OBDⅡを活用した点検整備に係る情報の取扱指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

J―OBDⅡを活用した点検整備に係る情報の取扱指針の一部を改正する告示

J―OBDⅡを活用した点検整備に係る情報の取扱指針（平成二十三年国土交通省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針

第一条中「J―OBDⅡ」を「車載式故障診断装置」に改め、「改造を行う者」の下に「（以下「自動車の整備等を行う者」という。）」を加える。

第二条第二号中「J―OBDⅡ」を「J―OBDⅠ」に、「別添四十八Ⅰ・2・1・に規定された装置をいい、「J―OBDⅡ」とは、細目告示別添四十八Ⅰ・2・」に改め、同条第七号中「書面（」の下に「排気に係る装置に関するものに限り、」を加える。

第三条を次のように改める。

（適用対象）

第三条　この指針は、次の各号に掲げる自動車に適用する。

一　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量三・五トンを超えるもののうち、平成十七年十月一日から平成十九年八月三十一日までに製作されたもの（平成十七年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限り、輸入された自動車を除く。）及び平成十九年九月一日から平成二十二年八月三十一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあっては、平成二十三年九月三十日）までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあっては、平成二十二年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、次に掲げる自動車以外のもの

イ　一型式当たりの年間販売台数が五十台以下の自動車

ロ　その他この指針を適用する必要性が低いものとして国土交通大臣が定める自動車

二　ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車以外のもの

イ　一型式当たりの年間販売台数が二千台以下の自動車

ロ　平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

第四条第一項中「（排気に係る装置に係るものに限る。）」を削り、「という。）を」の下に「自動車の整備等を行う者に」を加え、後段として次のように加える。

この場合において、インターネットを通じて整備要領書等及び点検整備情報等を提供するときは、当該整備要領書等及び点検整備情報等を自動車の整備等を行う者が容易に入手することができるよう適切な措置を講じなければならない。

第四条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「車載式故障診断装置」を「第三条第二号に掲げる自動車にあってはJ―OBDⅡ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第三条第一号に掲げる自動車にあってはJ―OBDⅠの構造及び作動条件に関する情報

第四条第二項中「当該情報の提供先」を「イモビライザに係る情報の提供を受ける自動車の整備等を行う者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　自動車製作者等は、第一項の規定にかかわらず、前条第一号に掲げる自動車に係る次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。

一　第一項第四号に掲げる情報

二　第一項第五号及び第六号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

第四条第四項中「点検整備情報等」を「整備要領書等及び点検整備情報等（インターネットを通じて提供したものを含む。）」に改め、同条第五項及び第六項中「点検整備情報等」を「整備要領書等及び点検整備情報等」に改め、同条第六項中「当該情報」を「当該整備要領書等及び点検整備情報等」に改める。

第五条第一項中「という。）を」の下に「外部故障診断装置の開発又は改良を行おうとする者に」を加える。

第五条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　自動車製作者等は、前項の規定にかかわらず、第三条第一号に掲げる自動車に係る次に掲げる情報は、提供をしなくてもよいものとする。

一　第一項第二号に掲げる情報

二　第一項第三号及び第四号に掲げる情報のうち、自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの

第六条第一項中「自動車製作者等は、」の下に「第三条第二項に掲げる自動車に係る」を、「専用外部故障診断装置を」の下に「自動車の整備等を行う者に」を加え、同項第二号中「特別の」を「自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の」に改め、同条第二項中「提供先の」を「提供しようとする自動車の整備等を行う者について」に、「要件とする」を「審査する」に改め、同条第三項第二号中「特別の」を「自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の」に改める。

第七条中「点検整備情報等」を「整備要領書等及び点検整備情報等」に改める。

附　則

1　この告示は公布の日から施行することとし、平成二十六年一月一日（輸入された自動車にあっては、平成二十八年一月一日）から適用する。

2　この告示の規定の適用の際現に販売されている自動車については、当該規定の適用の日を当該自動車の販売の開始の日とみなして当該規定を適用する。

○国土交通省告示第千百六十二号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第三条第一項の規定に基づき、特定警備実施要領を策定し、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年十一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

特定警備実施要領

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則（平成二十五年国土交通省令第九十二号）において使用する用語の例による。